

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

令和4年12月9日
—第54号—だまされるな!
ネガティブオプションネガティブオプション（送り付け商法）
に注意しましょう!

- ・注文した覚えのない商品が突然自宅に届いた、という相談が寄せられています。
- ・配達時に、配達業者の方から商品と引き換えに代金を請求されることもあります。

※ネガティブオプションとは、注文していない商品を、勝手に送り付け、断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する商法です。

アドバイス

- まず、自分以外の家族がその商品を注文していないか、知人からの贈り物でないか確認しましょう。
- 誰も注文していない商品と確認できた場合、**受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。**
- 配達の際に、注文したかどうかわからない場合は、**受け取りを保留し、その場で代金を支払わないようにしましょう。**

不安に思った場合は、

すぐに最寄りの消費生活センターに相談!

※この4コマ漫画は「2021年消費者トラブル防止4コマ漫画コンテスト」入選作品です。

野田学園中学・高等学校 小原 咲知さん 作



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

「エシカル消費」という言葉を聞いたことがありますか？

「倫理的消費」とも言われますが、簡単に言えば、「世のため人のためになる消費行動」という意味です。

2030年の達成を目標として、SDGs（持続可能な開発目標）があります。「エシカル消費」はSDGsを進めていく上で重要なキーワードになります。「エシカル消費」は、SDGsの17の目標の内、「(12)つくる責任 つかう責任」に深く関係すると言われますが、それだけでなく、「(1)貧困をなくそう」や「(2)飢餓をゼロに」、「(7)エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「(8)働きがいも経済成長も」など、多くの目標に関係しています。一人一人が、消費行動の影響に気づき考えて消費すること（「エシカル消費」）で、SDGsの目標が達成され、持続可能な社会の実現に一つ近づくとのことになります。



具体的なエシカル消費の一例です。できることから取り組みましょう！

配慮先	課題	エシカルな行動
人	・ 障害者の支援	・ 授産製品の購入
社会	・ 発展途上国の貧困	・ フェアトレード商品の購入
環境	・ 食品ロスの増加	・ 必要なものを必要な量だけ購入
地域	・ 地域の過疎化	・ 地産地消の実践

詳しくは以下の山口県ホームページをご覧ください

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/35/14879.html>

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2

→

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど